



向春の候、春の便りが待ち遠しい季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 労働安全衛生法に基づく SDS の記載に係る留意事項について（厚生労働省）

厚生労働省は、令和3年7月にとりまとめられた「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」に基づき、国によるGHS分類により危険性または健康有害性があると分類され、新たに労働安全衛生法によるラベル表示・SDS交付の義務化対象候補となる化学物質についてSDS作成に関する留意事項を公開した。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について）](#)

[厚生労働省（労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について（別添）](#)

② 令和3年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会等の合同開催（厚生労働省・経済産業省・環境省）

令和4年1月18日、令和3年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和3年度化学物質審議会第4回安全対策部会・第214回審査部会及び第221回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合がオンライン形式で開催された。第一部では、第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロオクタン酸（PFOA）関連物質についての個別の適用除外の取扱いや、優先評価化学物質のリスク評価（一次）評価Ⅱにおける評価等について審議が行われた。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省](#) [経済産業省](#) [環境省](#)

③ 副生される PFOA 関連物質の BAT 報告書に対する事前相談（厚生労働省・経済産業省・環境省）

②の合同会合において第一種特定化学物質に指定することが決議されたPFOA関連物質を副生成物として含有する化学物質について、BAT（Best Available Technology/Techniques）報告を予定している場合、令和2年9月23日から行われていた事前相談を引き続き受け付けることが公表された。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省・経済産業省・環境省（PFOA関連物質に関するBAT報告書の事前相談について）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① REACH認可対象物質の候補リストに4物質群を追加（ECHA）

2022年1月17日、新たに4物質群が高懸念物質（SVHC）としてREACHの認可対象物質候補リスト（Candidate list）に追加された。今回の追加でSVHCは合計223物質群となった。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA（Four hazardous chemicals added to the Candidate List）](#)

② REACH規則の改訂に関する意見募集（欧州委員会）

欧州委員会は、REACH規則の改訂案に対する意見募集を開始した（2022年4月15日まで）。登録要件の改訂や混合物アセスメント係数（mixtures assessment factor; MAF）の導入などが含まれている。

[もっと詳しく☞](#)

[EC（Chemicals: Commission seeks views on revision of REACH, the EU's chemicals legislation）](#)

③ TSCAシステマティックレビュープロトコル草案を公表（米国EPA）

米国EPAは、TSCAにおけるシステマティックレビュープロトコルの草案を公表した。本プロトコルにより、TSCAにおける化学物質のリスク評価に用いられる科学研究のレビュー及び選択に対するEPAの取り組みが強化されるとしている。2022年2月18日まで意見を受付けている。

[もっと詳しく☞](#)

[EPA News Releases（EPA Takes Critical Step Towards Strengthening Science Used in Chemical Risk Evaluations）](#)

[Federal Register（Vol.86, No.24）（PDF）](#)

特集：「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の概要②

先月号では、職場における化学物質等の管理について、特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は限定しない方式に大きく転換するという基本的な考え方について紹介しました。今月号では、具体的な化学物質管理に関する見直しの内容と法改正の動きについて紹介します。

① 通知対象物質の追加について

国の GHS 分類により危険性・有害性が確認された全ての物質について、危険性・有害性の情報伝達 (SDS 交付・ラベル表示) が義務化されます。現在 GHS 分類済みの約 1,800 物質は 2021～2023 年(令和 3～5 年)にかけてラベル表示・SDS 交付が義務である物質に追加され、それ以降は新規分類した物質が追加されます。

年	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化	250 物質	700 物質	850 物質	150～300 物質	50～100 物質	50～100 物質

既存GHS分類済み物質
(合計1800物質)

図 国による GHS 分類及びラベル表示等の義務化のスケジュール

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書 (厚生労働省, 2021)より一部改変

② 通知対象物質の追加に関する法改正

昨年 12 月には「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案」が公表され、令和 4 年 1 月 14 日までのパブコメを経て、令和 4 年 2 月に公布予定 (施行予定：令和 6 年 4 月 1 日) となっています。

③ 3 年間で通知対象として追加される候補物質の公開

昨年 12 月には、労働安全衛生総合研究所の化学物質情報管理研究センターの H P から、令和 4 年及び 5 年に通知対象物質に追加される候補物質リストが公開されています。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

次回は、危険性・有害性の情報伝達以外の見直し内容について、ご紹介します。

～ CERi では SDS 作成に関するご相談を承っています。お気軽にお問い合わせください。～

お知らせ

○専門誌「月刊化学物質管理」への記事掲載

専門誌「月刊化学物質管理」2022年1月号において、「日米欧における『有機フッ素化合物 (PFAS) の評価』～規制が進展する今、押さえておきたい基本情報・最新情報～」を本機構の関沢職員が執筆しています。

[月刊化学物質管理ウェブサイト](#)

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：茅島、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp